

大阪府温暖化の防止等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正案並びに関連する指針の改正・策定について

1 条例改正の背景と検討経過

- 地球温暖化による気候変動の影響は既に顕在化し、今後さらに影響が大きくなることが予測され、気候危機と認識すべき状況となっている。こうした状況を踏まえ、府では、大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を2021年3月に策定し、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」即ち脱炭素社会の実現に向けて、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度から40%削減する目標を掲げた。この目標は、従来の延長線上の取組みで達成できるものではなく、あらゆる主体が、脱炭素社会の将来像を共有し、一体となって思い切った気候変動対策に取り組むことが重要である。そのためには、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの導入や電動車の普及を最大限進めるなど、人々の暮らしや事業活動において大きな変革を推進していく必要がある。
- 府においては、これまでも、大阪府温暖化の防止等に関する条例によるエネルギー多量使用事業者への届出制度や建築物の環境配慮制度等を推進してきたが、計画の目標を達成するためには、従来を上回る対策が不可欠である。そこで、大阪府環境審議会に「事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方」、「ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方」及び「建築物の環境配慮のあり方」について諮問したところ、「二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択の機会を拡大する新たな制度を創設すること」、「事業者による意欲的な排出削減を促すための制度の強化を行うこと」、「電動車の普及促進に向けた新たな制度の創設を行うこと」、及び「建築物の環境性能の向上に向けた普及啓発を建築関係団体等と連携し速やかに実施すること」が適当であるといった内容の答申があった。脱炭素社会の実現に向けた取組みを推進するためには、本答申等を踏まえ、大阪府温暖化の防止等に関する条例を改正し、規定整備を行う必要がある。

2 条例及び施行規則改正案等の内容

(1) 条例等の名称変更及び基本理念の追加

気候危機と認識すべき状況を踏まえ、府民や事業者をはじめとしたあらゆる主体が、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の姿を共有しながら、連携して気候変動対策を推進しなければならないことを明確にするため、条例名称を変更するとともに、新たにその旨を記載した基本理念を追加する。

ア 条例及び施行規則の名称変更

（現行）大阪府温暖化の防止等に関する条例、同条例施行規則

（改正後）大阪府気候変動対策の推進に関する条例（案）、同条例施行規則（案）

イ 基本理念の追加

「気候危機と認識すべき状況を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現のために、府民や事業者をはじめとしたあらゆる主体が連携し、持続可能性、包摂性及び強靭性を備えた脱炭素社会の姿を共有しながら、気候変動対策を推進しなければならない」ことを記載する。

(2) エネルギーを多量に使用する事業者（以下「特定事業者」という。）等を対象とした対策計画書・実績報告書制度の強化及び拡大

脱炭素化をめぐる国内外の潮流やサプライチェーン全体での情報開示の重要性が高まっていることを踏まえ、あらゆる規模の事業者による、自社の取組みの把握及び計画的な対策の推進を促すため、事業活動における気候変動対策に係る各種規定について、所要の改正を行う。

ア 事業者の対策義務

事業者の対策義務について、気候変動リスクへの対応の重要性が高まっていることを踏まえ、気候変動への適応を追加するとともに、電力需給逼迫時のより効果的な負荷平準化及び太陽光発電等の出力が変動する再生可能エネルギーの有効活用の観点から、電気の需要の平準化を電気の需要の最適化[※]に改める。

(※) 電気の需要の最適化とは、電気の供給量の変動に応じて、需要側において、節電含む需要の削減や余剰電力の発生しているタイミングに需要をシフトすることをいう。

イ 特定事業者の規模要件

自動車による二酸化炭素排出量の削減をさらに推進するため、府内で一定規模以上の自動車を使用する事業者について対象を拡大することとし、乗用自動車・貨物自動車等（軽自動車を除く）を100台以上使用する事業者としているところ、30台以上とする。また、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者についても、250台以上を使用する事業者としているところ、75台以上とする。

さらに、自動車の使用の要件のみに該当する特定事業者に関しては、対策計画書の記載事項について、届出対象となる事業者の規模要件を300平米以上であることとしているが、これを廃止する（その他の規模要件は従前どおり）。

ウ 計画期間の改正

国や府の計画における期間との整合を図るとともに、事業者が大規模設備更新等有効な排出削減対策に計画的かつ効果的に取り組めるよう、2013年度を基準年度として2030年度を目標とする計画期間とし、対策計画書の計画期間は、届出を提出する年度から目標年度である2030年度までとする。

エ 特定事業者以外の事業者が任意で届出を提出できる規定の追加

エネルギーの使用量が一定規模以上である特定事業者だけでなく、一定規模未満の事業者にも自律的な気候変動対策の取組みを促すため、対策計画書（特定事業者以外の事業者用）を任意で提出することができる規定を新たに設ける。当該対策計画書の届出事項は特定事業者

と同様とするが、より簡便なものとする。(ただし、特定事業者と同じ対策計画書を使用することもできるものとする。)

特定事業者以外の事業者が提出した対策計画書について、計画の内容及び対策の結果を公表するとともに、「気候変動対策指針(現行制度における温暖化対策指針)」に定める基準に基づき、評価を行い、評価の結果が優良な者について公表する。(公表を希望しない場合はその旨を知事に通知することとする。)

また、知事は、特定事業者以外の事業者が提出した対策計画書又は実績報告書の内容について、指導及び助言することができるとともに、その職員に当該事業者に対し、施設・書類等の確認又は質問をさせることができることとする。

オ 特定事業者による届出の変更に係る規定の改正

下表のとおり、特定事業者による対策計画書の変更に係る取り扱いを改める。

届出事項	現行	改正後(案)
氏名・住所・代表者名	氏名等変更届	氏名等変更届
事業所名称等	—	
事業の概要	変更対策計画書	対策計画変更(廃止・休止・再開)届
対策の内容	—	
目標の内容	—	

カ 「気候変動対策指針(現行制度における温暖化対策指針)」に規定する主な内容

- (a) 実行計画に掲げる削減目標の達成のためには、府域の温室効果ガス排出量に占める割合の大きい特定事業者による対策の強化が必要であることから、計画期間における特定事業者の対策による削減の目安を、「3年間で3%」から「1年間あたり1.5%」とする。
- (b) 実行計画と整合させるとともに、より排出係数の低い電気の使用を促進するため、対策計画書及び実績報告書において、温室効果ガス排出量の算定に用いる電気の排出係数は、計画期間中、基準年度の基礎排出係数に固定することとしていたところ、年度により変動する調整後排出係数を用いることとする。
- (c) 再生可能エネルギー発電設備の設置や利用拡大を促すため、対策計画書及び実績報告書において、自社内で太陽光発電設備等を設置した自家消費分など事業者が容易に把握できる内容をもとにした再生可能エネルギーの利用率を記載することとする。
- (d) 近年の事業活動や排出削減対策の実態や変化に即して、より効率的に効果的な取組みを促進するため、事業者が取り組むべき重点対策の項目について、項目数・内容を精査し絞り込むとともに、気候変動への適応に関する取組みやサプライチェーン全体での削減取組を追加するなどの見直しを行う。
- (e) より排出係数の低い電力会社又は再エネ電力メニュー等への切替えや省エネルギーによる大幅な削減等については、追加的な対策として取り扱い、加点评価する仕組みを新たに設ける。

(3) 二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給拡大に関する制度の創設

府域における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進するため、府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける制度を新たに創設する。

制度の創設に際して、府は、府の区域内に小売供給を行う小売電気事業者が、電気に係る温室効果ガスの排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大に関する取組みを行うために必要な事項についての指針(以下「二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給に関する対策指針」という。)を定める。

ア 対象となる事業者

府の区域内に電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する小売供給を行う、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者を含む。)とする。

イ 対策計画書・実績報告書の作成と届出について

対象となる事業者は、対策計画書を毎年度7月末日までに作成・届出することとし、以下の事項を記載するものとする。また、対策計画書に基づき実施した結果について、実績報告書を毎年度7月末日までに作成・届出することとする。

- (a) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (b) 温室効果ガスの排出及び再生可能エネルギーの供給の状況
- (c) 温室効果ガスの排出係数の低減を図るための対策計画及び目標
- (d) 小売供給を行う電気の量に対する再生可能エネルギーの割合の拡大を図るための対策計画及び目標
- (e) 府内の電気需要者に対する再生可能エネルギーの利用等の促進に資する取組みなど

ウ 対策計画書・実績報告書の公表と評価について

イの届出について、(a)及び(c)から(e)の計画の内容及び対策の結果について公表するとともに、「二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給に関する対策指針」に定める基準に基づき評価を行い、評価の結果が優良な者について公表する。

エ 「二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給に関する対策指針」に規定する主な内容

- (a) 府の区域内に一定規模以上の電気を販売する事業者を対象としつつ、地域新電力など積極的に再生可能エネルギーの導入拡大を図る事業者を対象とするため、下記の規模要件を設定する。
 - ・全国シェア0.5%以上の小売電気事業者

- 又は、全国シェア 0.1%以上で、本社が府内にある小売電気事業者
- (b) 需要家による RE100 対応へのニーズが高まっていることを踏まえ、RE100 対応の再エネ電力メニューの提供可否を、報告事項に含める。

(4) 二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及促進に関する制度等の創設

電動車（電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車）の普及促進に向け、新たな制度を創設する。

ア 自動車環境情報の説明義務

自動車利用者に自動車に関する情報を的確に伝え、電動車の普及を促すため、自動車販売事業者及び自動車貸付事業者を対象として、新車販売時及び車両貸付時におけるエネルギー消費性能等の自動車環境情報の説明義務を規定する。

イ 自動車販売事業者に対する対策計画書・実績報告書制度の創設

前年度の新車販売実績が 3,000 台以上であった自動車販売事業者を対象として、電動車普及促進に係る取組等に関する計画書・実績報告書の届出を規定する。

ウ 電動車の普及に係る責務の規定

電動車の普及にあたっては、充電設備の設置といった環境整備などを推進する必要があるため、電動車の普及に係る以下の責務（努力義務）を新たに規定する。

- ・大阪府 電動車の利用・普及促進のための環境整備等の措置
- ・自動車販売事業者 電動車の普及・販売
- ・自動車貸付事業者※ 電動車の貸付

(※) 道路運送法第 80 条に基づき国土交通大臣の許可を受け、業として自家用自動車を有償で貸し付けする者

- ・商業施設や宿泊施設等の駐車場設置者

充電設備の整備その他の電気自動車等を利用しやすい環境の整備

(5) 建築士による建築主への情報提供に関する努力義務規定等の追加

国において、「省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅等の省エネルギー基準への適合を 2025 年度までに義務化する」といった方針が示されたところであり、建築主が省エネ性能のより高い建築物を選択することができるよう、情報提供を通じ意識向上や行動変容を促していくことが必要である。

国の現行制度（建築物省エネ法[※]）では、建築物の新築等の設計を行う場合に、建築士から建築主に対して、省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが義務付けられているが、建築主が説明を希望しない旨の意思表示をした場合、建築士から説明は行われない。

そのことを踏まえ、府域における建築物のエネルギーの使用抑制に対する建築主の理解を促進するため、建築士が建築主への情報提供を行う努力義務規定を追加する。

また、建築主が建築士に対して同様の説明を求める旨の努力義務についても、本条例第 15 条

第1項に規定する「建築物環境配慮指針」に追加する予定。

(※) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）

(6) 目的、責務、定義その他の改正

ア 目的

本改正の趣旨及び新たに(1)イで追加する基本理念に整合するよう、目的に記載する内容を改正する。

イ 責務

中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）が多い地域特性を踏まえ、中小企業者を含むあらゆる事業者が脱炭素社会の実現に貢献することを企業経営に取り入れるための支援その他の措置を講ずるよう努めることを府の責務に加えるなど、所要の改正を行う。

ウ 定義などその他の改正

新たな用語の定義を追加するなど、(1)～(5)の改正に伴い必要な事項について、所要の改正を行う。

3 今後の予定について

令和4年（2022年）2月府議会に条例案を提出する予定

施行期日について、「2 条例改正案」の内容のうち、(1)・(4)イ及びウ、(5)・(6)は令和4年4月1日、(2)・(3)・(4)アは令和5年4月1日に、それぞれ施行する。